

# 最終報告にあたって

## 「竹島の日」条例から二年

拓殖大学 下條正男

「竹島の日」条例の制定は、内外に大きな波紋を投げかけた。日韓には「領土問題は存在しない」としてきた韓国政府がその存在を認め、逆に日本側に攻勢をかけるなど、従来とは様相が一変したからだ。

その韓国政府と対照的な動きを見せたのが、日本政府である。1952年以来、竹島問題を外交課題としてきたはずの外務省も、「竹島の日」条例には冷淡だった。だが「竹島の日」条例の成立が確実となると、外務省は竹島関連のホームページを書き換えていた。それも日韓双方の主張を併記したこれまでとは違い、「我国の一貫した立場として」と明記した上で、「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である」としたのである。その外務省の見解が2006年度から使用される地理と公民の教科書の一部に採用されると、韓国は歪曲教科書として猛反発し、教科書問題は中国にも飛び火して中国各地の反日暴動を誘発した。

その中で「竹島の日」条例を「再侵略」とする盧武鉉大統領は、2005年3月末、「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」の設置を命じ、歴史問題を外交政策の中に組み込んだ。その論拠を補強したのが内藤正中氏と池内敏氏の見解である。

内藤氏は2005年の『世界』5月号で、太政官が1877年に「竹島他一島、本邦これ関係なし」としたことを根拠に、外務省の「固有の領土」論を批判した。明治政府が「関係なし」とした竹島は「固有の領土ではない」と言うのだ。これは韓国側には奇貨と映った。

韓国側では、独島が韓国領になるのは「勅令第41号」が発布された、1900年からとしてきた。それ以前に、太政官が今日の竹島を日本領と「関係なし」としていたとすれば、竹島の島根県編入を侵略とする韓国側の歴史認識に、論理的根拠を与えることになるからだ。

そこで「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」は2005年12月、内藤正中氏の説を中心に『独島論文翻訳選Ⅰ』を刊行し、『独島論文翻訳選Ⅱ』には池内敏氏の論稿を収録した。池内氏の説が韓国側に歓迎されたのには、理由があった。これまで日本側は、1667年に編纂された『隠州視聴合記』で、齋藤豊仙が鬱陵島を日本の西北限としているのを根拠に、竹島も当然、日本領であるとしてきた。だが池内氏はその解釈に異を唱え、隠岐島を日本の西北限とする新説を出し、『隠州視聴合記』を日本側の論拠から外してしまったからだ。

この池内氏と内藤氏の説に依拠すると、竹島の島根県編入以前まで、竹島は日本領として認識されていなかったことになり、島根県の「竹島の日」条例は、侵略を美化するものとされてしまった。2007年3月1日、盧武鉉大統領は次のように演説している。

「日本の一部の地方自治体では、日露戦争当時、武力で独島を強奪した日を記念しており、一部では過ぎし日の過誤を否定する発言をし、さらには歴史を誤って教えるようけしかけている」

韓国側には「竹島の日」条例を、再侵略とする歴史認識がある。その歴史認識を助長したのが、内藤氏による「太政官指令」の解釈である。日本は竹島を「本邦これ関係なし」としながら、日露戦争の最中に武力で奪った、と言うのだ。だがその歴史認識には、どれだけ歴史の事実が反映しているのだろうか。

### 島根県「竹島問題研究会」の発足

島根県「竹島問題研究会」は2005年6月に発足し、竹島問題の論点整理に従事した。「竹島問題研究会」の立場は、文献に語らせることに重きを置き、それは中間報告と今回の最終報告書でも一貫している。

中間報告書では、日韓の論点整理を行ってこれまでの日韓双方の問題点を指摘し、最終報告書では『竹島紀事』、『磯竹島事略』等、竹島問題に関連する基本文献を収録することができた。

さらに2006年11月上旬、鬱陵島の現地調査を通じ、鬱陵島に対する日韓双方の地理的認識の違いを明らかにするとともに、文献批判に基づいて次の点を確認した。

- ① 太政官指令の「竹島他一島、本邦之関係なし」の中には、現在の竹島は含まれていない。
- ② 地図上と文献上の于山島は、いずれも今日の竹島とは関係がなく、于山島を独島とするのは安龍福の証言から始まった。

「竹島他一島、本邦之関係なし」が脚光を浴びることになったのは、外務省がホームページで竹島を「我が国固有の領土」とし、韓国側の「不法占拠」を批難したからである。この外務省の「固有の領土」論に対し、内藤正中氏が太政官指令の「本邦これ関係なし」を根拠に外務省批判を展開したため、韓国側では自説の補強に利用したのである。

だが内藤氏の批判は、「竹島他一島、本邦これ関係なし」を文字通り解釈したもので、恣意的解釈の域を出ない。太政官が「関係なし」としたのは、前年の10月16日、島根県参事の境二郎が内務卿大久保利通に対し、「日本海内竹島他一島地籍編纂方伺」を提出していたことによる。島根県は、竹島（鬱陵島）と松島を「山陰一帯の西部に貫附すべき哉」とし、鬱陵島と現在の竹島を島根県の地籍に編入すべきかどうか、伺いを立てていた。「本邦これ関係なし」は、それに対する太政官の判断である。内藤正中氏は、その「竹島他一島」の中に、現在の竹島が含まれているというのである。

だが地籍編纂伺いの顛末を、『公文録』や『太政類典』で確認してみると、島根県が伺いを立てた「竹島他一島」と、太政官が判断した「竹島他一島」には違いがあった。『公文録』に添付された島根県提出の『磯竹島略図』には、現在の竹島と磯竹島（現在の鬱陵島）が描かれ、島根県では鬱陵島と竹島を日本領として認識している。

ところが太政官が「関係なし」とした「竹島他一島」を、『公文録』や『太政類典』に収録された関連文書で見ると、鬱陵島に該当する竹島と「鳥取藩米子の太谷家が漂着した」松島に関する記載があるだけで、現在の竹島については何も書かれていないのである。

結論から言うと、太政官が「関係なし」とした「竹島他一島」は、二つの鬱陵島を指しており、現在の竹島とは関係がなかったのである。これは当時、使用されていた地図に起因している。そこには、実在しない竹島（アルゴノート島）と、松島（ダジュレー島）の二島が描かれているからである。

その原因は、シーボルトが西欧に伝えた「日本図」にある。シーボルトの日本図には、東経129度50分に位置する竹島と、東経130度56分の松島が描かれている。だが現在の竹島は東経131度55分に位置し、当時はリャンコ島と呼ばれた岩礁であった。東経129度50分の竹島と、東経130度56分の松島は、最初から「本邦これ関係なし」だったのである。

太政官指令から3年後、太政官が「他一島」とした松島（ダジュレー島）は、鬱陵島であったことが判明した。1880年、外務省が天城艦を松島に派遣し、測量調査を命じたからである。測量を終えた天城艦は「松島。韓人之ヲ鬱陵島ト称ス」と報告し、松島は韓国の鬱陵島であることが確認された。

天城艦の報告は、1882年に北澤正誠が編纂した『竹島考証』にも引用され、北澤正誠はそこで「松島ハ鬱陵島ニシテ」、「其北方ノ小島竹島ト号スル者アレ共一個ノ岩石ニ過ザル旨ヲ知り多年ノ疑義一朝氷解セリ」としている。北澤正誠が言う「北方ノ小島竹島」は、韓国側がチクトウと呼ぶ「竹嶼」のことで、リャンコ島（現在の竹島）とは関係がないのである。

1877年の太政官指令は、二つの鬱陵島を「本邦これ関係なし」としたが、天城艦の報告で松島は、鬱陵島であることが確認されていた。当時、リャンコ島と呼ばれていた竹島は、太政官指令とは関係がな

かったのである。ではランコ島と呼ばれた岩礁は、韓国側が主張するように、于山島のことだったのであろうか。

#### 改竄されていた韓国側の論拠

韓国側の歴史認識によると、于山島である独島（竹島）は512年以来、韓国領であった。「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」が2005年6月に刊行した『独島は六世紀以来韓国の領土』によると、独島が韓国領となるのは512年にまで遡る。それは『三国史記』の512年条で、于山国であった鬱陵島が新羅に帰属していたことによる。

だがそれは独島を鬱陵島の属島とする前提で、文献を解釈しているからである。『三国史記』の512年条には、于山島を属島とする記述はない。それどころか『三国史記』では于山国の境域を「地方一百里」と明記し、于山国が鬱陵島一島（陸地）であったことを示している。韓国側は、何を根拠に、独島を鬱陵島の属島とするのであろうか。

その論拠となっているのが、1770年に編纂された『東国文献備考』である。その分註には、「輿地志に云う、鬱陵于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」とあって、「鬱陵島と于山島はいずれも于山国の地で、于山島は日本の松島だ」と記されている。

だが『東国文献備考』は、申景濬の『疆界誌』を底本としていた。そこで底本の『疆界誌』を見ると、当該箇所では「輿地志に云う、一説に于山鬱陵本一島」と引用されており、『東国文献備考』の分註に引用された「輿地志」とは文章が違っていたのである。さらに申景濬の『疆界誌』に引用された「輿地志」を、原典である柳馨遠の『東国輿地志』で確認してみると、そこには「一説に于山鬱陵本一島」とあったのである。

この事実は、『東国文献備考』で「于山島は倭の所謂松島なり」とされた分註は、柳馨遠の『東国輿地志』に由来するのではなく、『東国文献備考』の編纂過程で捏造されていた、ということである。独島を鬱陵島の属島とし、六世紀以来韓国の領土とする韓国側の根拠は、崩れてしまったのである。

では于山島を「倭の所謂松島」とする説は、いつ頃から始まったのであろうか。文献上の于山島から確認してみると、于山島の名が登場するのは一五世紀に成立した『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覧』で、その于山島は『太宗実録』の記事に由来している。だが『太宗実録』の于山島は鬱陵島のこと、『東国文献備考』の以前に成立した『東国地理志』（韓百謙）、『春官志』（李孟休）等でも、于山島は鬱陵島のこととされていた。

では申景濬は、何を根拠に「鬱陵于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」と改竄したのであろうか。そのヒントは、申景濬が「倭の所謂松島なり」とした「所謂」にある。それは『東国文献備考』が編纂された当時、「于山は則ち倭の所謂松島なり」とする認識が存在したことを示しているからだ。

その痕跡は、搜討使の朴錫昌が1711年に提出した『鬱陵島図形』の中にもある。『東国文献備考』の編纂に遡ること59年前、『鬱陵島図形』では、鬱陵島の東側に「所謂于山島」と付記した小島が描かれているからだ。

ではその小島は、今日の竹島のことであろうか。周囲の状況から判断すると、現在のチクトウ（竹嶼）を指しており、竹島ではない。それは「所謂于山島」と付記された小島が、金正浩の「青邱図」では于山島とされ、大韓帝国の学部編輯局が1899年に刊行した「大韓全図」でも、于山島として継承されているからである。18世紀以降の地図では、于山島はチクトウを指していたのである。

だが文献上の于山島は、違った。「于山は則ち倭の所謂松島なり」と改竄された分註によって、于山島は日本の松島にされてしまったからである。その契機となったのが1696年5月20日、隠岐島に密航してきた安龍福の供述である。安龍福は、鳥取藩によって追放されたにもかかわらず、帰還後、朝鮮側の取

調べに対し、「松島は于山島だ、朝鮮の地だ」とし、鳥取藩主と交渉して「鬱陵島と于山島はすでに朝鮮領となった」と証言していたからである。

その安龍福の供述は、『肅宗実録』にも記載され、申景濬はその安龍福の証言を基に、「于山は則ち倭の所謂松島なり」としたのである。申景濬が安龍福の証言を重視していたことは、『疆界誌』に「安龍福伝」を載せていることでも明らかである。だが残念なことに、申景濬の「安龍福伝」は、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）から安龍福の伝記部分を剽窃したもので、分註の「于山は則ち倭の所謂松島なり」と同様、傍証能力はない。

しかし韓国の歴史教科書は、申景濬が改竄した『東国文献備考』の分註を根拠に、独島を鬱陵島の属島とし、安龍福の供述を、歴史の事実として教えているのである。だがそれは捏造された、偽りの歴史である。それを実証する文献が、最終報告書に収録した『磯竹島事略』である。幕府関係者が編修した『磯竹島事略』には、鬱陵島への渡海禁止が決定する経緯も記録されており、安龍福の証言が偽証であった事実を確認することができる。

安龍福が隠岐島に密航して来たのは1696年5月20日。だが対馬藩からの要請を受け、江戸幕府が鬱陵島への渡海禁止を鳥取藩に命ずるのは4ヶ月ほど前の1月28日。鳥取藩米子の大谷村川両家に与えられた「渡海免許」が幕府に返納されたのは2月9日である。

韓国の歴史教科書が教えているような、安龍福が鬱陵島で「日本の漁民たちと遭遇し、日本に渡って我が領土であることを確認する」ことは、なかったのである。安龍福は、江戸幕府の指示を受けた鳥取藩によって8月6日、加露灘から追放された。幕府の渡海禁止措置と安龍福の密航事件とは、全く関係がなかったのである。

ところが江原道に着岸した安龍福は、鳥取藩で訴訟して、鬱陵島と于山島を朝鮮領とした、と偽りの証言をしていた。安龍福の偽証は、その後の日韓関係を大きく狂わせることになるのである。安龍福の虚言から、鬱陵島であった于山島が「倭の所謂松島なり」とされ、申景濬は引用文までも改竄して『東国文献備考』の分註を捏造したからである。

その元凶となる安龍福が、于山島を松島と思い込んでいたことは、先年、隠岐島の旧家で発見された「元禄九年丙子朝鮮舟着岸一卷覚書」でも確認されている。隠岐島に密航してきた安龍福は、代官の取調べに対し、「松嶋は右同道（江原道）之内、子山と申す嶋御座候。是を松嶋と申す」と供述し、松島を江原道に属す子山（于山島）としているからだ。

では安龍福は、何故「于山島は松島なり」としたのか。それを知る手がかりは、最終報告書に収録した『竹島紀事』にある。幕府の命を受け、朝鮮側と交渉した対馬藩は、交渉の経緯を文献を中心に編年体にまとめ『竹島紀事』としていた。

その中には、対馬藩の取調べを受けた安龍福の証言も記録されており、于山島に対する安龍福の知見を知ることができる。それによると、安龍福は、鬱陵島より「北東に当たり大きな嶋あり」、「彼島を存じたるもの申し候は于山島と申し候」と証言している。この証言から見ても、安龍福が主張する于山島は、今日の竹島ではない。安龍福が見たのは、地図上に「所謂于山島」とされたチクトウ（竹嶼）である。チクトウは安龍福が漁撈活動をしていた鬱陵島の苧洞から東北に位置し、竹島は鬱陵島の東南にあるからである。だが于山島を松島とした安龍福の証言は、『東国文献備考』の分註に載せられ、歴史的事実とされてしまった。今日、韓国の歴史教科書では、偽わりの分註を根拠に「日本は日露戦争中、一方的に独島を自国の領土に編入」したと教え、竹島の不法占拠を正当化しようとしているのである。

### 竹島問題の障害

最後に、「竹島問題研究会」が調査研究を進める中で、障害となったものがある。池内敏氏による一連

の『隠州視聴合記』研究である。池内氏の論稿は、韓国側の『独島論文翻訳選II』に韓国側の主張を補強する文献として紹介された。それは池内氏の研究が、これまで日本側が『隠州視聴合記』の「此州」を鬱陵島と解釈し、江戸時代にも竹島を日本領としていたとする見解を、根底から覆すものだったからだ。池内氏は、「此州」を隠岐島と解釈し、鬱陵島を日本の西北限とする日本側の主張は成立しないとしたのである。

だが「此州」を隠岐島と解釈したのは、池内氏の初歩的なミスである。『隠州視聴合記』を編述した齋藤豊仙は、隠岐島の位置を説明する方法として、島後の西郷を基点とし、各方位に当たる地名を挙げた。基点の西郷から「北西の間」に松島と竹島があり、「此州」から朝鮮が見えるのは、出雲から隠岐島が見るのと同じであるとしたのである。松島と竹島の中で、朝鮮を見ることのできる位置にあるのは、鬱陵島の外にない。それに齋藤豊仙は、隠岐島の島前と島後を次のように、説明していた。隠岐島は北海の中に在って、島後は「東」に、島前は「東南」に位置する。ここで重要なのは、齋藤豊仙が島前を東南に見て、島後を東に見る位置に立っているということである。その場所を確定するには、逆に島前から西北に、島後から西に延ばした線上の交点を求めればよい。それは北海の中である。北海の中にある隠岐島を日本の西北限とは、言えない。隠岐島を「日本の西北限」とする池内氏の説は、成立しないのである。齋藤豊仙は、島前を東に、島後を東南に見る位置に立ち、隠岐島を説明していた。それに隠岐島と周囲の地理的關係を説明するため、基点を西郷に置いた事実を忘れてはならない。その基点となる西郷から、西北に位置する島は、竹島や松島の外にないからである。

さらに齋藤豊仙が鬱陵島を西北限としたことは、「高麗が見える」ことを「西北限」の条件としたことでも言える。それを示す接続詞が「然則」（然らば則ち・だからすなわち）である。齋藤豊仙は、「高麗が見える、だからこの島を西北限とする」とし、朝鮮が見えることを条件としていた。池内氏が「此州」とした隠岐島からは、朝鮮は見えない。「此州」を隠岐島とした池内氏の解釈が極めて例外的であることは、江戸時代以来の「此州」の解釈を見れば明らかである。「此州」を鬱陵島とし、鬱陵島を日本領の西北限と解釈したのは、江戸時代では長久保赤水（『大日本輿地路程全図』）、池内氏が引用した『隠岐国風土記』の尾関意仙。近代では『鬱陵島と竹島』の著者奥原碧雲も鬱陵島を西北限としている。

だが韓国側では、事実無根の内藤正中氏、池内敏氏等の主張を日本批判の論拠としてきた。2007年3月1日付の「聯合ニュース」の電子報は、「大部分の独島研究は、日本人学者の著述、論文や外交資料、史料に依存し、独自の自主的な学術研究も不足」と報じた。これが韓国側の研究実態である。

#### 最終報告書は竹島問題解決の出発点

一方、島根県の「竹島問題研究会」は、限られた時間の中で、地図上の于山島や安龍福の証言内容、竹島の島根県編入前後の情勢などの検証を通じ、問題点を把握した。さらに竹島問題の基本文献である『竹島紀事』、『磯竹島事略』を最終報告書に収録することができた。この時、韓国の『月刊中央』4月号は、日韓の基本条約締結の5ヶ月前、日韓の間には、「今後、解決すべきものとして、ひとまず解決したとする」、竹島密約が存在したと伝えた。

島根県「竹島問題研究会」は2007年3月、その使命を終えたが、最終報告書は「今後、解決すべき」竹島問題の基本文献となるはずである。島根県は厳しい財政状況の中から鬱陵島の現地調査を実施し、10名の委員はボランティアに近い状況の中で、献身的な努力をされた。感謝したい。また「竹島の日」記念式典の際の上代県議との遣り取りから、「竹島資料室」が誕生したことは、島根県議会の志が確固たるものであったことを示している。啓発事業の場として、今後とも充実を図っていただきたい。今日、竹島問題は領土問題の域を越え、捏造された歴史を根拠に、日本牽制の手段とする風潮が韓国側にはあるようである。日韓の善隣友好を実現するためにも、竹島問題の歴史的経緯を知り、克服すべき秋に来

ている。幸い『中間報告書』と『最終報告書』では、限られた範囲ではあるが、竹島問題の基礎的文献と資料を提供することができた。批判的に活用していただければ、幸甚である。